

# 菊川市立岳洋中学校

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

令和8年4月

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

#### (1) いじめの定義

【平成25年 「いじめ防止対策推進法」第二条（定義）より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 「いじめ0」宣言 ～4つの共通認識～

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～④は、教職員が持つべきいじめ問題についての共通認識とし、生徒にも「いじめ0」を宣言する。

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③ いじめられている生徒を必ず守り通す。
- ④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷は犯罪行為である。

#### (3) いじめ問題の態様

- |                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。      | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。                | 暴行         |
| ③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  | 暴行、傷害      |
| ④ 金品をたかられる。                         | 恐喝         |
| ⑤ 金品を隠したり、盗まれたり、捨てられたりする。           | 窃盗、器物破損    |
| ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 名誉毀損、侮辱    |
| ⑦ インターネット掲示板、SNS等に誹謗中傷や嫌なことをされる。    | 名誉毀損、侮辱    |

## 2 いじめの未然防止

学校生活の中では、生徒同士のトラブルは、日常的に起こり得るものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが重要である。被害生徒を守ると同時に、加害生徒にさせない未然防止策が必要である。いじめを許さない学級・学校づくりを学校全体で取り組んでいく。

### 未然防止のための具体的手だて

#### (1) 校内いじめ対策委員会の設置

- ① 構成員 … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生活担当者、養護教諭 SC、SSW、こころの教室相談員
- ② 運営 … 生活担当者会の中に位置づける。いじめが発覚したときには緊急的に設置する。
- ③ 内容 … 学校いじめ防止基本方針の策定、ケース会議、議事録の集積  
いじめアンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎ等

#### (2) 学級・学校経営の充実

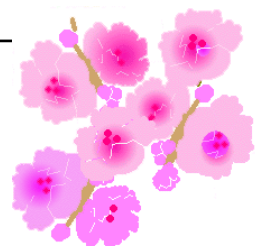
- ① 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合える学級づくりを進める。
- ② 思いやりをもち、正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ③ 学級や学校のルールなどの規範が守られるような取組を継続し、誰もが安心して生活できる学校や学校づくりを目指す。
- ④ 生徒自らが、いじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。

#### (3) 授業における人間関係づくり

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」を通して、生徒たちが安心して学べる環境づくりに努める。
- ② 学習班による対話活動の充実を図る中で、他者の困り感に気づき、助け合える人間関係力を高める。  
(ソーシャルスキルトレーニング)

#### (4) 道徳教育や人権教育の充実

- ① 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、「思いやり」「生命・人権」を大切にしている指導を行い、いじめを許さない心情を深める。
- ② 人権感覚を養うために、参加型人権学習プログラムを活用して授業を行うことや人権作文の朗読、人権標語コンテストの優秀作品の掲示を行う。



#### (5) 心身共に健康な生徒を育成する学級活動

- ① 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を定期的に行い、コミュニケーション能力や社会性、メタ認知、自己肯定感を養う。
- ② 発達段階に応じて、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ③ 「菊川市情報教育モデルカリキュラム」を活用し、ネットいじめの防止を計画的に進める。

#### (6) 自尊感情を高める学校行事

達成感や感動により、人間関係の深化が得られるような行事を企画、運営する。

#### (7) 主体的な生徒会活動・部活動

- ① 生徒たちが自分たちの問題としていじめ予防と解決に取り組めるように主体的な活動を進める。
- ② 生徒会活動や部活動を通して自分たちの力で問題を解決していく能力を育成し、いじめが起きたときに自分たちの問題として、解決に取り組めるようにする。
- ③ 岳洋中学校区で連携し、児童会や生徒会が中心となり、「いじめ0」を校区で目指す。

#### (8) 小学校・中学校の連携

育てたい児童生徒像を中学校区で明確化し、取組の重点を共有することで、一貫した取組を推進する。

#### (9) 保護者や地域への働きかけ

- ① PTA総会や学校説明会等において、いじめ（ネットいじめも含む）に対する指導方針などの情報を提供する。
- ② 生徒や保護者を対象として「情報モラルアンケート」等を実施し、スマートフォンやゲーム機等の使用実態を把握し、保護者に情報を提供する。
- ③ いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。



### 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、重要である。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、外から見えにくい形で行われることが多く、兆候を見逃してしまう危険性が高いことから、全教職員が自覚と責任をもって、生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。

#### 早期発見のための具体的手だて

##### (1) 教職員による日々の観察

- ① 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところに教職員がいる」ことを目指し、全教職員で生徒と共に過ごすよう心がける。
- ② 学級担任を中心に学級内にどのような人間関係があるかを把握し、その人間関係に対して適切な指導を行い、トラブルが起きたときに速やかに対応できるようにする。
- ③ いじめの疑いやきっかけとなる出来事を早急に共通理解する体制をとる。(生徒指導報告)

##### (2) 生活日記の活用

生活日記を通して、学級担任と生徒が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築していく。気になる内容に対しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。

##### (3) 教育相談 (年3回)

- ① 6月、10月、1月には、生徒を指定して教育相談を実施する。なお、教育相談を実施する前には、アンケートを行い、その結果を踏まえて教育相談をする。
- ② 日頃から日常生活の中で教職員が声かけをする等、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。

##### (4) 保護者との信頼関係づくり

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多いことから、いじめられている生徒は、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。懇談会や家庭訪問の際に、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況を伝えながら、学校と保護者が連携して早期発見及び解決に当たる。

##### (5) 校内研修

教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

##### (6) 相談窓口

いじめ相談ダイヤルや窓口などを常時掲示し、悩んでいる生徒の心のよりどころを学校外にも持てるよう周知する。

## 4 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。そして、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学級担任が一人で抱え込まず、学年全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守っていく。

### いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握



指導体制、方針決定



生徒への指導・支援

保護者との連携



今後の対応

- 「いじめ対策委員会」を開く。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。  
(登下校・休み時間・清掃・放課後等)



### いじめ発見時の緊急対応

いじめをその場で認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

#### (1) いじめられている生徒を守る。

- ① いじめられている生徒の気持ちをしっかり聞き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受け止めることを大切にする。対応を急ぐあまりに肝心の生徒の気持ちが置き去りにされてしまわないようにする。
- ② 話を聞く場合には、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ③ いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、状況に応じて、登下校時や休み時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備する。

## (2) 早急に正確な実態把握を行う

- ① 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。なお、保護者にも複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主事）で対応し、事実や指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ② 把握すべき情報として、【加害者と被害者】【時間と場所】【いじめの内容】【背景と要因】【期間】を聞き取り記録する。必要に応じて周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得る。

## (3) 加害生徒に対して

- ① 一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させ、まず、いじめをやめさせる。そして、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、加害生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ② 保護者に対して、正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、生徒の変容を図るために保護者の今後の関わり方を一緒に考え、助言する。
- ③ 指導を行う中で、事態が改善されないときは、加害生徒の出席停止措置もありうる。

## (4) 周りの生徒に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめ行為が人として許されないことであるというメッセージやいじめに対してしっかりと取り組む姿勢を真剣に伝え、毅然とした態度で対応する。そして、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する側」への転換を促す。

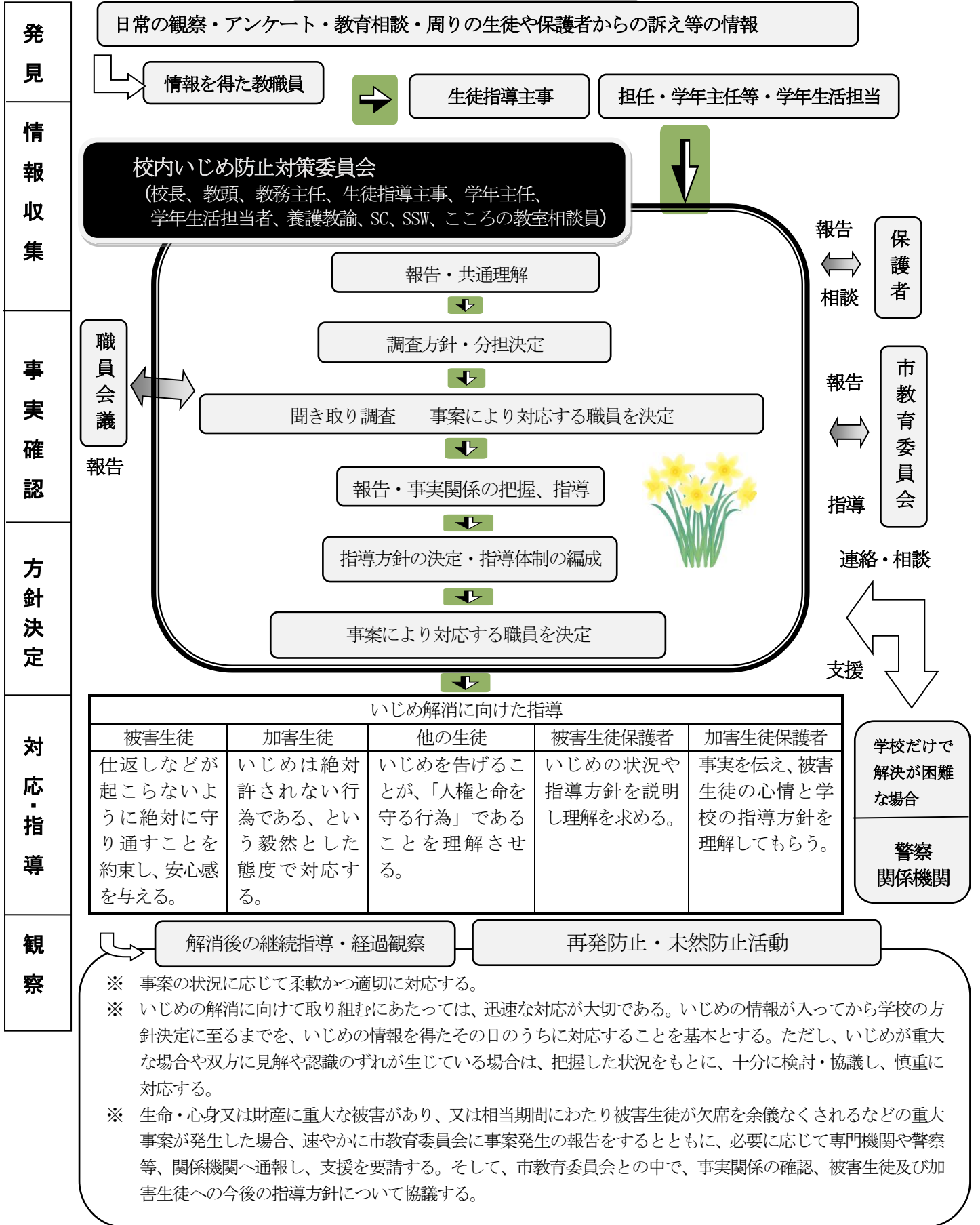
## (5) 継続した指導

いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、「必要な指導」や「心のケア」を継続的に行う。

# 5 重大ないじめが起こった場合の組織的対応

- 児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
  - 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは一定期間連続して欠席している場合。
  - 児童生徒や保護者から、「いじめを受けて重大事態に至った」という申立があった場合や関係者の理解が得られず困難な状況にある場合
- 「重大ないじめ」を発見した場合の対応（以下は手順）
- ① 学校いじめ防止対策委員会を組織
  - ② 菊川市教育委員会への報告
  - ③ 学校いじめ防止対策委員会で調査（教育委員会から指導を受ける）
  - ④ 調査した結果を、教育委員会へ報告
  - ⑤ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切な方法で説明

# 対応の流れ



いじめ解消に向けた指導				
被害生徒	加害生徒	他の生徒	被害生徒保護者	加害生徒保護者
仕返しなどが起こらないように絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。	いじめは絶対許されない行為である、という毅然とした態度で対応する。	いじめを告げることが、「人権と命を守る行為」であることを理解させる。	いじめの状況や指導方針を説明し理解を求める。	事実を伝え、被害生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

- 観察**
- ※ 解消後の継続指導・経過観察
  - ※ 再発防止・未然防止活動
  - ※ 事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
  - ※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や双方に見解や認識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討・協議し、慎重に対応する。
  - ※ 生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関へ通報し、支援を要請する。そして、市教育委員会との中で、事実関係の確認、被害生徒及び加害生徒への今後の指導方針について協議する。